

この機会に
一度

ご自身の労働時間を 見つめ直してみましょ。



11月

「過労死等防止啓発月間」に
「過重労働解消キャンペーン」を実施します!

労働基準監督官が
相談をお受けします。

無料 令和5年11月3日(金・祝) 9時~17時

なくしましょう

長い残業

過重労働解消
相談ダイヤル

0120-794-713



過重労働解消キャンペーン 検索

※全国どこからでも利用できます(スマートフォンからでも無料) ※匿名でもOK

労働条件相談
ほっとライン
(厚生労働省委託事業)

11月1日・2日・3日・6日・7日は、過重労働相談受付集中期間です

都道府県労働局・労働基準監督署のほか、「労働条件相談ほっとライン」にご相談ください。

はい ろうどう

0120-811-610

月~金 17:00~22:00
土日・祝日 9:00~21:00

毎年11月は「過労死等防止啓発月間」です

過重労働による健康障害を防止するために

「過労死等防止対策推進法」では、11月を「過労死等防止啓発月間」としています。このため、厚生労働省では、その一環として「過重労働解消キャンペーン」を11月に実施し、長時間労働の削減等の過重労働解消に向け、集中的な周知・啓発等に取り組むこととしています。

◆ 動画

長時間労働が健康に与える影響は？

長時間にわたる過重な労働は疲労の蓄積をもたらす最も重要な要因です。具体的には、時間外・休日労働が月45時間を超えて長くなるほど、業務と脳・心臓疾患の発症との関連性が強まります。

(右の図は、労災補償に関する心臓疾患の労災認定率年の考え方の基礎となった医学的検討結果を踏まえたものです。)

◆ 知つていいませんか？



<https://www.check-roundou.mhlw.go.jp/>

働き方・休み方改善ポータルサイト



働き方・休み方改善ポータルサイト

① 時間外・休日労働時間を削減しましょう。

- ◆ 労働基準法で定められている時間外労働の上限規制(→右枠参照)は必ず守ってください。
- ◆ 時間外労働は本来、臨時的な場合にのみ行われるものであります。時間外・休日労働を行わせる場合の労使協定(36協定)の締結に当たっては、その内容が指針(※1)に適合したものとなるようにしてください。
- ◆ 労働時間を適正に把握(※2)してください。



② 年次有給休暇の取得を促進しましょう。

- ◆ 年次有給休暇を確実に取得させたため、年5年にについては、季節を定めて労働者に与えなければなりません。
- ◆ 年次有給休暇の計画的付与制度の活用や休暇を取得しやすい職場環境の整備に取り組みましょう。

③ 労働時間等の設定を改善しましょう。

- ◆ 勤務間インターバル制度(※3)をはじめとした労働時間等の設定の改善に努めましょう。
- ◆ 具体的な措置の内容は、労働時間等見直しがガイドラインを確認しましょう。

④ 労働者の健康管理に係る措置を徹底しましょう。

- ◆ 健康管理体制(産業医、衛生管理者・衛生推進者等の選任、衛生委員会等の設置等)を整え、健康診断を実施し、必要な事後措置を講じてください。
- ◆ 時間外・休日労働時間が月当たり80時間を超える、かつ、疲労の蓄積が認められる労働者が申し出た場合は、医師による面接指導を実施しなければなりません。
- ◆ 指針(※4)に基づき、職場でメンタルヘルス対策にも取り組んでください。



<https://work-holiday.mhlw.go.jp/>

<https://www.check-roundou.mhlw.go.jp/>

※1 「労働基準法第三十六条第一項の協定で定める労働時間の延長及び休日の労働について留意すべき事項等に関する指針」(平成30年厚生労働省告示33号)
※2 「経営時間割が次の始業時刻以前に使用者が選択すべき(イントレー)の時間」を確保する組み
※3 「労働者の心の健康の保全増進のための指針」(平成18年、厚生労働省、健康歩合増進のための指針公示号)